みやこ町水道事業管理規程第1号

みやこ町上水道普及促進助成金交付規程を次のように定める。

令和3年3月15日

みやこ町長 井 上 幸 春

みやこ町上水道普及促進助成金交付規程

(目的)

第1条 この規程は、水道法(昭和32年法律第177号)第2条第2項の規定により、町が計画的に整備した水道施設から水の供給を受けるための給水装置の新設に対する助成金を交付し、費用の軽減を講ずることによって、上水道の普及促進を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 給水装置 みやこ町給水条例(平成18年みやこ町条例第189号)第3 条に定める給水装置をいう。
  - (2) 家屋 主に居住の用に供する専用住宅又は延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する専用住宅をいう。ただし、アパート及び賃貸住宅並びに建売住宅については、家屋とみなさないものとする。

(助成対象者)

- 第3条 みやこ町上水道普及促進助成金(以下「助成金」という。)の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
  - (1) みやこ町水道事業、簡易水道事業、公共下水道事業及び農業集落排水事業 の設置等に関する条例(平成18年みやこ町条例第188号)第2条第2項に定 める給水区域のうち水道事業で整備された地域の家屋に居住する者
  - (2) 助成金の交付申請をしようとする日現在において、町税等の納期到来分を 未納していない世帯に属する者
  - (3) 助成金の交付を受けようとする日から3年以上、継続して給水を行う世帯に属する者

(助成金の交付)

第4条 町長は、前条各号の規定に該当する者のうち、給水装置を新設する者に対し

て、予算の範囲内で助成金を交付するものとする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、みやこ町給水条例第8条の規定に基づいて算出する工事費の 3分の1とする。ただし、5万円を上限とし、1,000円未満の端数があるとき は、これを切り捨てた額とする。

(助成金交付申請)

- 第6条 助成金を申請する者は、あらかじめみやこ町上水道普及促進助成金交付申請 書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。
  - (1) 申請者の町税、使用料等の納税・完納証明書
  - (2) 給水装置新設工事に関する設計書及び見積書
  - (3) 申請者が家屋の所有者と異なるときは、家屋の所有者の承諾書(交付の決定及び通知)
- 第7条 町長は、前条のみやこ町上水道普及促進助成金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。
- 2 町長は、前項の規定により助成金を交付すると決定した者に対してはみやこ町上 水道普及促進助成金交付決定通知書(様式第2号)により、交付しないと決定した 者に対してはみやこ町上水道普及促進助成金不交付通知書(様式第3号)によりそ れぞれ通知するものとする。

(工事の施工)

第8条 前条第1項の規定により助成金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、その通知を受けた日から2月以内に、みやこ町給水条例第7条に規定する工事を完了しなければならない。

(変更承認申請書等)

- 第9条 交付決定者は、交付決定を受けた後、申請内容を変更する場合又は事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、変更承認申請書(様式第4号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 交付決定者は、事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難 となった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、助成金に係る事業完了後1月以内又は当該年度の3月31

日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第5号)に次の書類を添付して町長に 提出しなければならない。

- (1) 出来高設計図面等
- (2) 領収書の写し
- (3) 施工の工事写真集
- (4) その他町長が必要と認める書類

(助成金の確定)

第11条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、助成金の交付額を確定し、みやこ町上水道普及促進助成金交付確定通知書(様式第6号)により速やかに交付決定者に通知する。

(助成金の請求及び交付)

第12条 町長は、前条の規定による助成金の交付額の確定後、みやこ町上水道普及 促進助成金交付請求書(様式第7号)による交付決定者の請求に基づき、助成金を 交付しなければならない。

(助成金交付の取消し)

- 第13条 町長は、交付決定者が次に該当した場合は、助成金の交付を取り消すこと ができる。
  - (1) 第3条の規定に違反したとき。
  - (2) 不正の手段により助成金を受けたとき。

(助成金の返環)

第14条 町長は、助成金の交付を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、助成金の返還を命ずることができる。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、町長が 別に定める。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。